

北海道病院事業職員に係る懲戒処分の公表指針

(平成29年11月17日制定)

第1 趣旨

この指針は、病院事業管理者が行う懲戒処分の公表について必要な事項を定めることとする。

第2 公表対象及び内容

- (1) 懲戒処分を行った場合、事案の概要、処分量定、処分年月日並びに被処分者の所属部局、役職段階、性別及び年齢に関する情報を、個人が識別されない内容のものとする。
- (2) (1)にかかわらず、懲戒免職処分であって、被処分者の氏名及び所属を既に捜査機関が発表している場合、職員を捜査機関に告訴若しくは告発する場合など法令違反が認められる場合又は社会的非難性が極めて高い場合については、被処分者の氏名、所属及び職について公表するものとする。

第3 公表の例外

被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等第2によることが適当でないと認められる場合は、第2にかかわらず、公表内容の一部又は全部を公表しないことも差し支えないものとする。

第4 公表時期

懲戒処分を行った後、速やかに公表するものとする。ただし、軽微な事案については、一定期間ごとに一括して公表することも差し支えないものとする。

第5 公表方法

記者クラブ等への資料の提供、道立病院局ホームページへの掲載その他適宜の方法によるものとする。

第6 施行期日

この指針は、平成29年4月1日以降に病院事業管理者が行った懲戒処分について適用する。